

(報 告)

いじめ防止対策について

いじめ防止対策に関連し、国の「いじめ防止対策推進法」及び府のいじめ調査に係る概要について、下記のとおり報告します。

平成25年 8 月28日

教育長 小田垣 勉

記

1 「いじめ防止対策推進法」の概要について

別紙1のとおり

2 平成25年度いじめ調査の実施について

(1) 調査の概要

別紙2のとおり

(2) 第1回調査の結果(小中学校)

別紙3のとおり

別紙 1

いじめ防止対策推進法（概要）

- 公布日 平成25年6月28日
- 施行日 公布日から起算して3月を経過した日から施行

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること
※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。
※ 国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体等の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。
※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

別紙 2

平成25年度いじめ調査の実施について（概要）

1 調査の目的

いじめは、決して許されない深刻かつ重大な人権侵害であり、どの子にも、どの学校でも起こる得るものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていく。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケート調査と個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケート調査については、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケート調査によらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

(1) 1回目の調査は3の調査方法により、平成25年8月の報告までに実施。

(2) 2回目の調査は3の調査方法により、平成25年12月(府立)、26年1月(小中)の報告までに実施。

(3) 2回目以降の調査については、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成26年3月末までに実施。

(4) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施。

5 結果の集計

(1) 調査結果は次の3段階で集計する。

・ 1段階：アンケート調査と個別の聞き取り調査の結果を踏まえ、児童生徒が「いやな思いをした」と感じたものを幅広く把握したもの。

※ 「ふざけて回答したケース」、「明らかに一過性のけんか」、「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。

・ 2段階：1段階で把握したものうち、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があるもの。

・ 3段階：2段階で把握したものうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられるもの。

(2) 各段階ごとに「件数」「解消件数」「態様」を集計する。

(3) 集計には、アンケート調査等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部(学校評議員、スクールカウンセラー等)の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) 今回の調査に基づく報告結果については、原則公表するものとする。

参考

【いじめ防止対策推進法】

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じるものとする。

別紙 3

平成25年度いじめ調査（第1回）の結果について

1 アンケート調査の状況

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	166	34	78	12
無記名式	14	16	2	7

2 認知・解消件数

	小学校						中学校					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
府立							16	16	0	0	0	0
向日市	688	679	12	10	0	0	129	122	18	13	0	0
長岡京市	1,143	766	57	6	0	0	104	60	30	7	0	0
大山崎町	149	117	0	0	0	0	26	16	0	0	0	0
宇治市	2,507	2,384	11	11	0	0	435	413	10	10	0	0
城陽市	950	666	7	1	0	0	208	198	12	9	0	0
八幡市	941	686	4	3	0	0	124	70	12	6	0	0
京田辺市	938	825	2	2	0	0	24	18	3	3	0	0
木津川市	2,364	1,596	1	1	0	0	388	238	5	5	0	0
久御山町	253	216	3	3	0	0	4	2	2	1	0	0
井手町	109	109	1	1	0	0	13	10	3	0	0	0
宇治田原町	180	99	0	0	0	0	25	22	5	2	0	0
精華町	590	476	1	1	0	0	103	48	2	2	0	0
相楽東部連合	81	73	0	0	0	0	8	5	4	0	0	0
亀岡市	1,412	1,267	27	19	0	0	194	182	7	4	1	0
南丹市	412	314	3	3	0	0	114	77	2	2	0	0
京丹波町	96	80	16	16	0	0	38	38	0	0	0	0
綾部市	471	457	24	10	0	0	63	58	6	1	0	0
福知山市	833	831	11	9	0	0	174	158	59	43	1	1
舞鶴市	749	719	97	66	0	0	232	210	38	16	0	0
宮津市	255	247	0	0	0	0	23	12	3	0	0	0
京丹後市	454	369	4	4	0	0	193	180	4	4	0	0
伊根町	2	2	0	0	0	0	7	4	0	0	0	0
与謝野町	179	161	12	5	0	0	26	22	4	0	0	0
中学校組合							8	6	2	0	0	0
合計	15,756	13,139	293	171	0	0	2,679	2,185	231	128	2	1

3 いじめの態様

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
		小学校	1段階	10,030	4,098	4,957	3,084	1,044	2,083	2,590
	2段階	171	55	89	49	5	18	32	8	15
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	1段階	1,955	376	636	276	67	202	243	231	200
	2段階	180	40	56	28	4	12	21	17	16
	3段階	1	1	1	1	1	0	0	0	0

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他